和歌山県農林水産関係試験場における研究活動上の不正行為防止等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、研究活動上の不正行為を防止するため、和歌山県農林水産関係試験場において研究員等が研究活動を行うに際し、遵守すべき事項及び研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対処するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「試験場等」とは、農業試験場、農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場、果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場、畜産試験場養鶏研究所、林業試験場及び水産試験場をいう。

２　この要綱において「研究員等」とは、試験場等を利用して研究に携わる者をいう。

３　この要綱において「配分機関」とは、科学研究費補助金その他の競争的資金等の公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を配分する機関をいう。

４　この要綱において「研究活動上の不正行為」とは、試験場等の研究員等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為であって、当該各号に定めるものをいう。

(1)　特定不正行為　故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次のアからウまでに掲げる行為であって、それぞれアからウまでに定めるもの

ア　ねつ造　存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

イ　改ざん　研究の資料、研究に使用する機器又は研究の過程を変更する操作を行い、データ、研究活動により得られた成果等を真正でないものに加工する行為

ウ　盗用　他の研究者のアイデア（着想）、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解を得ず、又は適切な表示をせずに流用する行為

(2)　不適切行為　次のア及びイに掲げる行為

ア　二重投稿　印刷物、電子媒体等による複製物の頒布その他公表の方法のいかんを問わず、既に出版された、又は他の学術雑誌に投稿中の論文等と同一と見なされる内容の論文を自己の著作物として学術雑誌等に投稿する行為。ただし、投稿先の学術雑誌等の規定を充たし、二重投稿と認められない状態となったものを除く

イ　不適切なオーサーシップ　研究の成果の発表物である論文等について、当該研究に実質的に関与していない者を当該論文等の著作者として掲げ、又は当該研究に実質的に関与している者を当該論文等の著作者から除外するなど、オーサーシップ（著作物の著作者が誰であるかを示すこと。）を適切に行わないこと

(3)　前２号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害　研究の成果の妥当性の確認上必要となる追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料を隠蔽し、若しくは破棄し、又は整備しない行為

（最高管理責任者）

第３条　試験場等の全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的に責任を負う者として最高管理責任者を置き、農林水産政策局長をもって充てる。最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合には、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

（統括管理責任者）

第４条　最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究推進室長をもって充てる。

（研究倫理教育責任者）
第５条　研究員等に対する研究倫理教育について機関全体を統括する実質的な責任者として研究倫理教育責任者を置き、研究推進室長をもって充てる。また、研究倫理教育責任者を補佐し、各試験場所における研究倫理教育を担当する者として研究倫理教育副責任者を置き、場長又は所長（以下「場所長」という。）をもって充てる。

（研究データ責任者）
第６条　研究データの保存・開示について実質的な責任と権限を持つ者として研究データ責任者を置き、試験場等の場所長をもって充てる。また、研究データ責任者を補佐するため研究データ副責任者を置き、副場所長をもって充てる。

（遵守事項）
第７条　研究員等は、研究費が競争的資金等の公的資金によるものであり県による管理が必要であるとの認識のもとに、健全な研究活動を保持し、かつ、研究活動における不正が起こらない研究環境を個人又は組織として形成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　研究活動上の不正行為をしないこと。
(2)　研究活動上の不正行為に加担しないこと。
(3)　研究員等以外の者に研究活動上の不正行為をさせないこと。

（研究倫理教育）
第８条　研究倫理教育責任者は、研究倫理教育副責任者と共同し、公務員としての倫理を定めた和歌山県職員倫理規則（平成１９年和歌山県規則第１４号）を研究員等その他の職員に遵守させるとともに、公正な研究活動を推進するため研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる全ての者を対象として研究倫理に関する教育を年１回以上実施しなければならない。
２　研究活動に関わる全ての者は、前項の研究倫理教育を年１回以上受けなければならない。

（研究データの取扱）
第９条　研究データ責任者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下この条において「研究データ等」という。）を、後日の利用・検証に堪えるように適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時、属性等を整備し、検索等が可能となるようにしなければならない。
２　研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等の研究に係る文献等のデータの記録に係る資料の保存期間は、原則として、５年間とする。
３　研究データ等のうち、試料（実験試料、標本等をいう。）や装置等の研究における実験等の実施に必要となった物的な資料の保存期間は、原則として、５年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
４　研究データ責任者は、不正行為の疑惑が生じ、第１３条に定める調査委員会から研究データ等の開示を求められた場合、これを開示しなければならない。

（通報）
第１０条　何人も、研究活動上の不正行為の疑いがあると思料するときは、通報を行うことができる。
２　前項の通報は、原則として実名により行い、研究活動上の不正行為を行ったとする研究員等の氏名、当該行為の態様、事案の内容等をできるだけ明示するものとする。ただし、当該通報をした者（以下「通報者」という。）は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

３　通報の手段は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれかによるものとする。

４　匿名による通報については、通報内容に応じ、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。

５　報道又は学会その他の研究コミュニティにより不正が指摘された場合は、第１項の通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

（通報受付窓口）

第１１条　機関内外からの不正行為に関する相談及び前条に規定する通報に応じる窓口（以下「通報受付窓口」という。）を研究推進室と定める。

２　通報受付窓口は、通報の意思を明らかにしない相談を受け付けた場合において、必要と認めるときは当該相談者に対して通報等の意思を確認するものとする。

３　通報受付窓口は、通報を受け付けたときは、直ちに当該通報の内容を最高管理責任者に報告するとともに、通報を受け付けた旨を当該通報者に通知するものとする。

（予備調査）

第１２条　最高管理責任者は、前条第３項の規定により、第２条第４項第１号に掲げる特定不正行為及び同項第２号に掲げる不適切行為（以下「特定不正行為等」という。）に係る通報を受け付けた旨の報告を受けたときは、当該報告を受け付けた日から３０日以内に当該特定不正行為等を行ったとされる研究者（以下「被通報者」という。）が属する試験場等の場所長に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査の結果について、当該場所長から報告を受けるものとする。

(1)　当該通報等に係る特定不正行為等が行われた可能性

(2)　当該特定不正行為等が行われてから通報等がなされるまでの期間が、データ、実験・観察ノート、実験資料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについて、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か等の当該特定不正行為等に係る調査・検証の可能性

(3)　その他最高管理責任者が必要と認める事項

２　場所長は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者及びその他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

３　前項の協力を求められた通報者、被通報者及びその他関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

（本調査）

第１３条　最高管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、さらに本格的な調査を行うか否かを、通報等を受け付けた日から３０日以内に決定し、その結果を配分機関に報告しなければならない。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せて報告を行う。

２　前項の場合において、最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その決定から３０日以内に調査委員会を設置し、調査を開始しなければならない。

３　調査委員会は、最高管理責任者が指名する試験場等の職員及び試験場等に属さない外部委員をもって構成する。ただし、全ての調査委員は、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

４　外部委員は、調査委員の半数以上とする。

５　委員長は、委員の互選により決定する。

６　最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。

７　最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が属する所属の長にその旨を通知する。

８　最高管理責任者は、第６項に定める通知を受けた通報者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該場所長に再調査を求めることができる。

（調査開始の通知等）

第１４条　最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から７ 日以内に書面により調査委員会の委員の指名に関する異議申立てをすることができる。

３　前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。

４　最高管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

（調査方法等）

第１５条　調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、データその他資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により実施する。

２　前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその意見等の聴取をするとともに、再実験等を求める場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。

３　被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたものであること、並びに当該研究に係る論文等が当該方法及び手続に基づいて適切な表現により記載されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

４　調査委員会は、第１項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

５　前項の協力を求められた通報者、被通報者及びその他関係者は、誠実にこれに協力するものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

６　最高管理責任者は、第１項及び前項の調査に当たって、必要に応じて証拠となる資料等を保全するために必要な措置をとることができる。

７　調査に当たっては、調査対象に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲以外に漏洩することのないよう、配慮しなければならない。

（認定）

第１６条　調査委員会は、調査の開始後１５０日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

(1)　特定不正行為等の有無

(2)　特定不正行為等が行われたと認定したときは、その内容、悪質性、特定不正行為等に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該

論文等及び当該研究における役割

(3)　特定不正行為等が行われていないと認定したときは、当該特定不正行為等に係る通報における悪意の有無

２　調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為等の認定を行うものとする。

３　調査委員会は、保存期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為等と認定することができる。

（調査結果の通知）

第１７条　最高管理責任者は、調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに被通報者が属する場所長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関にその旨を報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せてその旨を報告する。

２　最高管理責任者は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が属する場所長（他機関に所属する者であるときは、当該機関の長。）に通知する。

３　前２項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ関係機関に当該調査の進捗状況及び結果等を通知する。

（不服申立て）

第１８条　調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第１項の通知を受けてから１４日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。当該不服申し立てがあった場合は、その旨を当該事案に係る配分機関に対して報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せてその旨を報告する。

２　調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより、次条の規定による再調査を行った結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第１項の通知を受けてから１４日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。当該不服申し立てがあった場合は、その旨を当該事案に係る配分機関に対して報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せてその旨を報告する。

３　最高管理責任者は、調査委員会が当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合、又は不服申立てが単に調査の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを目的とするものと判断した場合は、当該不服申立てを受け付けないことができる。

４　最高管理責任者は、第１項の不服申立てを受け付けたとき、又は第３項の不服申立てを受け付けないこととしたときは、その旨を通報者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に対してその旨を報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せてその旨を報告する。

５　最高管理責任者は、第２項の不服申立てを受け付けたときはその旨を、通報者が所属する場所長及び被通報者に通知し、又は通報者が他の機関に所属する者であるときは当該他の機関の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関に対して報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せて報告する。

６　前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ関係機関に対し、当該不服申立てを受けた旨を通知する。

（不服申立ての審査及び再調査）

第１９条　最高管理責任者は、前条第１項又は第２項の不服申立てを受け付けたときは、当該調査を行った調査委員会に当該不服申立てに係る審査を行わせるとともに、当該事案に係る配分機関にその旨を報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せてその旨を報告する。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合であって最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置することができるものとする。

２　前項の審査において、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。当該結果に係る報告を受けた最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に対し、当該結果を報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せて当該結果を報告する。

３　前項の場合において、調査委員会は、再調査を行う決定をしたときは、当該事案に係る配分機関にその旨を報告する。なお、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動にあっては、文部科学省に併せてその旨を報告する。また、被通報者に対し、調査委員会の認定を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができるものとする。

４　調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受け付けた日から３０日以内に、再調査結果を最高管理責任者に報告する。

５　前項の調査結果を通知する場合は、第１７条各項の規定に準じて行うものとする。

（調査結果の公表等）

第２０条　最高管理責任者は、調査委員会から研究活動上の不正行為が行われた旨の調査結果の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

(1)　研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名

(2)　研究活動上の不正行為の内容

(3)　最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容

(4)　調査委員会委員の所属及び氏名

(5)　調査の方法・手順等

(6)　その他最高管理責任者が必要と認める事項

２　最高管理責任者は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、当該調査結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によらない誤りがあったことが判明した場合は、当該調査結果を公表するものとする。

３　最高管理責任者は、調査結果の報告において、不適切行為が行われたと認定した場合、当該不適切行為が与える学術的及び社会的影響に配慮し、当該投稿先の学術雑誌を所管する機関等と協議の上、当該調査結果を公表しないことができる。

４　最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。ただし、当該通報者が各試験場等以外の他の機関に属するものであるときは、調査結果の公表は行わず、当該通報者の属する当該他の

機関に対して適切な処置を行うよう求めるものとする。

5　最高管理責任者は、調査結果の公表を行おうとする場合、当該調査の対象となった研究者等の中に、試験場等以外の他の研究員等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行うこととする。

（論文の取下げ勧告）

第２１条　最高管理責任者は、被認定者に対して特定不正行為等に該当するものと認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

２　被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して１４日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に対してしなければならない。

３　最高管理責任者は、被認定者が第１項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（研究費、経費の返還等）

第２２条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為があると認めた研究員等及び関与が認められる者（以下この条において「当該研究員等」という。）に対し、国等からの請求に応じ、当該研究費の一部又は全部の返還を求めることができる。

２　最高管理責任者は、当該研究員等に対し、再現性を示すために行った追加試験、再現実験等に要した経費の返還を求めることができる。

３　当該研究員等は、前２項の返還を求められた場合、速やかにこれを返還しなければならない。

（処分）

第２３条　研究行為の不正行為を行った者及びそのことに関与した者並びに悪意に基づく告発等を行った者の処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに和歌山県の条例、規則等によるものとする。

（措置の解除等）

第２４条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

２　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、当該事案において研究活動上の不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏えいしているときは、調査関係者以外にも周知する。

３　前２項に規定するもののほか、最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

（秘密保持等）

第２５条　最高管理責任者は、通報者及び被通報者の所属、職及び名前並びに通報内容及び調査内容が、調査結果の公表まで通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外漏えいしないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

２　最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏えいした場合は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査中にかかわらず当該通報に係る事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

３　最高管理責任者は、通報者及び被通報者に通知をするときは、通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならな

い。
４　この規定に基づき研究活動上の不正行為の調査に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
（通報者の保護）
第２６条　最高管理責任者は、通報をしたことを理由に、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
２　最高管理責任者は、単に通報がなされたことをのみ理由に、当該被通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
（事務）
第２７条　この要綱に関する事務は、関係部署の協力を得て、研究推進室において処理する。
（雑則）
第２８条　この要綱に定めのない事項については、最高管理責任者が別に定める。
附　則
この要綱は、平成３０年１２月１２日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年９月２８日から施行する。